

副本

令和5年(行ウ)第181号 国籍確認請求事件

原告



被告 国

準備書面(2)

令和6年1月26日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人

稲 玉

祐



加 藤 朋

広



横 山 智

宏



大 村 陽

美



田 中 貴

大



被告は、原告の令和5年11月21日付け原告準備書面(Ⅰ)（以下「原告準備書面(Ⅰ)」という。）に対して反論するとともに、必要な範囲で被告の令和5年9月15日付け準備書面(Ⅰ)（以下「被告準備書面(Ⅰ)」という。）における主張を補充する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 国籍法11条1項は憲法10条に違反するものではないこと

### 1 原告の主張の概要

原告は、「国籍変更の自由の保障」という立法目的の具体的内容は「原国籍の離脱を条件とする国の国籍の取得を希望する日本国民が当該外国籍を取得できるようにするため」というものであり、この立法目的は合理性を有するが、外国籍取得のために日本国籍を喪失させる必要のない場面でも日本国籍を喪失させる点で立法目的に対して過剰な効果を生じさせていること等から、手段とそれによって制限される権利との均衡が図られていないから、目的達成手段の合理性を欠く旨主張する。

また、原告は、「複数国籍の発生防止」という立法目的の具体的内容を「外国籍の志望取得の場面において、本人の意思にかかわらず、日本国籍を確実に喪失させる」とするものと理解するならば、重国籍の発生を広く認めた上で国籍選択制度により事後的にこれを解消していくとする現行国籍法の重国籍防止解消の制度と整合せず、かつ異なる取扱いをすべき合理的理由も見出せないから、上記立法目的自体に合理性がない旨主張する（以上について、原告準備書面(Ⅰ)第3の1(イ)及び(ロ)・15及び16ページ）。

### 2 被告の主張

(Ⅰ) しかしながら、被告準備書面(Ⅰ)第3の2(3)（24及び25ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的及びその目的を達成する手段は合理的であり、同項は憲法10条に違反するものではない。

この点、東京高等裁判所令和5年2月21日判決（判例秘書登載〔判例番号：L07820059〕、以下「東京高裁令和5年判決」という。同判決は、その上告審（最高裁令和5年9月28日第一小法廷決定）において維持されている。）も、国籍法11条1項は、「自己の志望によって外国籍を取得したときには従前の日本国籍を当然に喪失することとして、重国籍の発生を防止するとともに、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として国籍変更の自由を保障することを趣旨とするものと解され、その立法目的は、①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連する」とした上で、

「①国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を持つ者の範囲を画するものであって、個人に対して複数の国家が対人主権を持つ場合、又は個人が複数の国家に対して主権を持つ場合には、国家間の摩擦（外交保護権の衝突等）を生ずるおそれがあり、また、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務（納税義務、兵役義務等）に矛盾や衝突を生じさせるおそれのほか、入国管理の阻害や重婚禁止の潜脱等のおそれがあるものといえ、重国籍が常態化した場合には、これらの種々の弊害が生ずるおそれがあるものといえるから、できる限り重国籍を防止し解消させるべきであるという理念は合理性を有するものであり、②国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、国籍法11条1項の立法目的は合理的である」、「また、国籍法11条1項の立法目的を達成する手段については、（略）、重国籍を可能な限り防止しつつ、国籍変更の自由を保障するという観点からは、志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることは相当な方法であるといえるから、国籍法11条1項は立法目的を達成する手段とし

て合理的である」と判示している。

- (2) これに対し、原告は、原国籍の離脱を国籍取得の条件としない国の国籍を取得しようとする場合には、国籍変更の自由を保障するために日本国籍を喪失させる必要はないことから、国籍変更の自由が国籍法11条1項が適用される全ての場面においてその国籍喪失の必要性を根拠付けるものではないと主張する（原告準備書面(1)第3の3(2)ア・17及び18ページ）。

しかしながら、東京高裁令和5年判決が判示するとおり、「現在も重国籍自体を容認していない国や重国籍の発生自体は容認しつつもその解決のための方策を採る国がそれぞれ相当数存在している（中略）ことが認められ、帰化先の国が重国籍を容認するからといって、我が国の法制において日本国籍を喪失させる必要がないということとはできず、国籍の変更が国籍離脱の自由を保障するという関係が否定されるものでもないことから、国籍法11条1項の国籍変更の自由の保障という立法目的に合理性がないとはいえない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

- (3) また、原告は、国籍法14条が重国籍の発生による弊害の防止又は解消よりも国籍選択の機会の保障を優先しているものであり、重国籍の防止解消の必要性と国籍選択の機会の保障という利益の均衡を図り、一定の期間の猶予を設けて国籍選択の機会を保障しているのに対し、同法11条1項は、外国籍の志望取得の場合に限って国籍選択の機会を否定するものであり、重国籍の防止解消という立法目的の有用性と国籍選択の機会の保障という利益との均衡を無視するものであると主張する（原告準備書面(1)第3の3(2)イ・18ページ）。

しかしながら、被告準備書面(1)第3の4(3)ア（29及び30ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項と同法14条が適用される場面とではそもそも前提となる制度の目的や趣旨を異にするためこれらを単純に比較することはできず、また、東京高裁令和5年判決が判示するとおり、「外国籍を当

然取得した日本人は、国籍の得喪が各国の国内管轄事項に属しており、外国籍の得喪を我が国の法律で規律することができないところ、身分行為等によって何ら本人の意思を介在することなく外国籍を取得したのであるから、そのような者について、直ちに日本国籍を失うものとはせず、国籍選択の機会を与えることは合理的であるといえ、国籍法14条1項が、一旦重国籍が生ずることを前提として、重国籍を取得した時から2年以内（中略）にいずれかの国籍を選択しなければならないものとして猶予期間を設けていることには、外国籍を取得した者に国籍選択の手段を与えるという目的との間の合理的関連性を認めることができるのに対し、「自己の志望によって外国籍を取得した者については、上記のように身分行為等によって何ら本人の意思を介在することなく外国籍を取得した場合とは異なり、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているものであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏しく、反面において、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという国籍法11条1項の立法目的は合理的であるといえ、また、そのための手段として、同項が外国籍の志望による取得によって日本国籍を当然に喪失すると定めていることは、上記立法目的のための手段として合理的関連性を認めることができ」る。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(4) 以上のとおり、原告の前記1の主張は理由がない。

## 第2 国籍法11条1項は憲法22条2項に反しないこと

### 1 原告の主張の概要

原告は、憲法22条2項が「日本国籍を離脱する自由」とともに「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障するとした上で、

本人の意思を無視して日本国籍を喪失させることは憲法22条2項に反し許されず、国籍法11条1項は憲法22条2項に違反すると主張する（原告準備書面(1)第4の1・19及び20ページ）。

## 2 被告の主張

しかしながら、被告準備書面(1)第3の3(2)(26及び27ページ)で述べたとおり、憲法22条2項は「日本国籍を離脱しない自由」を保障するものではなく、国籍法11条1項は憲法22条2項に違反しない。

この点、東京高裁令和5年判決も、「①憲法は、22条2項において、「何人も（中略）国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定して、国籍離脱の自由を定めているものの、国籍を離脱しない自由ないし国籍を保持する権利が保障されるか否かについては何らの定めも置いておらず、②憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、これを受けて、国籍法は、日本国籍の得喪に関する要件を規定しているところ、憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解されること（平成20年大法院判決、平成27年第三小法院判決参照）からすると、憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにとどまるものと解するのが相当であり、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されていると解することは困難である」と判示している。

したがって、原告の前記1の主張は理由がない。

## 第3 国籍法11条1項は憲法14条1項に反しないこと

## 1 原告の主張の概要

原告は、外国籍を志望取得した者は、日本国籍か外国籍かを選択する機会が与えられないまま自動的に日本国籍を喪失するのに対し、①外国籍を当然取得して重国籍となった者、②生来的に重国籍となった者及び③日本国籍を志望取得して重国籍となった者は一度重国籍となった後に日本国籍か外国籍かを選択する機会が国籍法によって保障されているところ、国籍選択の機会の保障は当事者にとって重要な権利であるにもかかわらず、外国籍を志望取得した場合と上記の①ないし③の場合との間には国籍選択の機会の有無について差別的な取扱いが存在する旨主張する。

そして、外国籍の志望取得の場合と上記①ないし③の場合との差異を検討すると、いずれの場合もそれによって発生する重国籍及びその弊害のおそれに差異はないとした上で、上記①の場合について、外国籍の志望取得か当然取得かは当該外国の国籍法令の規定の定め方次第であり、外国籍の取得を日本政府が把握することが容易でないのは志望取得の場合も当然取得の場合も変わりはないこと、上記②の場合について、血統のみを根拠に重国籍を容認するのに対して、国籍法11条1項は既に日本国と密接な関係を形成している日本国民の国籍について重国籍を理由に剥奪するものであり、両者の取扱いの違いは著しく均衡を失っていること、上記③の場合について、外国籍の離脱を日本国籍取得の条件とすることによって重国籍の発生を防止することは技術的に可能であるにもかかわらずそれを行わずに重国籍の発生を容認する一方、外国籍の志望取得の場合は重国籍の発生自体を禁圧することが重要であるとする点は均衡を失っていることから、国籍法11条1項は憲法14条1項に反し無効である旨主張する（以上について、原告準備書面(1)第5の1・23ないし26ページ）。

## 2 被告の主張

(1) しかしながら、被告準備書面(1)第3の4(3)（29ないし32ページ）で述べたとおり、自己の志望により外国籍を取得した場合と前記1の①ないし

③の場合とでは前提となる制度の目的や趣旨が異なるのであって、これらを単純に比較すること自体が誤りであり、また、これらを比較したとしても、その取扱いに差が設けられていることに合理性が認められる。

この点、東京高裁令和5年判決も、以下のとおり、自己の志望により外国籍を取得した場合及び前記1の①ないし③の場合のいずれについても立法目的とこれを達成するための手段との合理的関連性を認め、国籍法11条1項は憲法14条1項に反しない旨判示している。

ア 自己の志望により外国籍を取得した場合と前記1の①の場合とについて、前記第1の2(2)のとおりである。

イ また、自己の志望により外国籍を取得した場合と前記1の②の場合とについて、「生来的に外国籍と日本国籍を取得する者は、自らの意思によらずに重国籍を取得することになるのであるから、」「外国籍の当然取得の場合と同様、国籍選択の機会を与え事後的に重国籍を解消するものとすることは合理的であり、その手段として22歳（平成30年法律第59号による改正後は20歳）に達するまで猶予期間を設けることには合理的関連性があるのに対し、」「志望による外国籍の取得の場合には、上記のように出生等によって何ら本人の意思を介在することなく外国籍を取得した場合とは異なり、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているものであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏しい反面、重国籍の発生防止の観点から速やかに日本国籍を喪失させることが望ましく、その実現を図る国籍法11条1項の立法目的は合理的であるものといえ、同項の定めが上記立法目的を達成する手段として合理的関連性がある」。

ウ さらに、自己の志望により外国籍を取得した場合と前記1の③の場合とについて、「国籍法11条1項は、日本国籍を有する者が自己の志望によって外国籍を取得した場合に元々有していた日本国籍を喪失する旨を定めて



いるのに対し、同法3条1項、17条及び5条2項が適用される場面では、いずれも元々外国籍を有していた者が届出や帰化によって日本国籍を取得した場合に、いかなる方法で元々有していた外国籍を喪失させるかが問題となるのであって、両者は全く異なる場面を想定した規定であるから、単純に比較することはできず、また、「外国籍の得喪について我が国の法律で規律することができない以上、日本国籍を志望によって取得した者について、一旦重国籍を発生させた上で、事後的に当該外国籍の離脱を努力義務として課すことが不合理であるとはいえない。

- (2) これに対し、原告は東京高裁令和5年判決の前記(1)の判示が誤りである旨主張するが(原告準備書面(1)第5の1(ウ)、(ジ)及び3(1)エ・25ないし28ページ)、東京高裁令和5年判決は、最高裁の上告棄却及び上告不受理決定により確定しており(最高裁令和5年9月28日第一小法廷決定・公刊物未掲載)、原告の上記主張はいずれも理由がない。
- (3) 以上のとおり、原告の前記1の主張は理由がない。

#### 第4 未成年者がその法定代理人の行為により外国籍を取得した場合においても国籍法11条1項の適用があること

##### 1 原告の主張の概要

原告は、国籍法11条1項は、国籍の得喪の効果が生じる本人の行為について適用することを予定するものであり、法定代理人による行為に同項を直接適用することは予定されておらず、また、同法18条は同法11条を対象としていないから、法定代理人による外国籍の取得行為について同法18条を適用して法定代理人の行為の効果として本人の日本国籍を喪失させることもできないと主張する(原告準備書面(1)第6の1・29及び30ページ)。

##### 2 被告の主張

しかしながら、東京地裁令和3年2月判決が判示するとおり、外国の国籍の

取得が国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当するか否かは、原則として、外国籍の取得を希望する意思行為がされ、その法的効果として直接当該外国籍を付与されたものであるか否かによって決すべきである。また、同法18条は、国籍取得の届出等の行為が当事者本人の意思に基づく必要があるとしても、代理によることを認めないとすれば、意思能力を欠く未成年者がこのような行為をする途を閉ざすことになるため、意思能力を欠く可能性の高い一定年齢に達しない者については、常に法定代理人が代わってしなければならないものとしたものであり、この趣旨は、外国籍の取得の場合にも当てはまるから、法定代理人による外国籍の志望取得についても同法11条は適用される。

したがって、未成年者の法定代理人により外国籍の取得を希望する意思行為がされ、その法的効果として直接当該外国籍を付与されたのであれば、当該未成年者は自己の志望により外国籍を取得したものとして、国籍法11条1項により日本国籍を喪失するのであって、原告の前記1の主張は理由がない。

## 第5 原告養親は原告についてイギリス国籍の取得を希望する意思行為を行い、その法的効果として原告にイギリス国籍が付与されたのであるから、原告に国籍法11条1項が適用されること

### 1 原告の主張の概要

原告は、原告の両親は、特別養子縁組によって原告がイギリス国籍を取得したと認識しており、在日イギリス大使館での当該手続は既にイギリス国籍を取得した原告の旅券の発給を受けるために行政機関に登録する手続であると認識していたものであるから、当該手続によって原告に新たにイギリス国籍を取得させる意思を有しておらず、国籍法11条1項は適用されないと主張する（原告準備書面 (I) 第7の1・32及び33ページ）。

### 2 被告の主張

しかしながら、前記第5の2のとおり、国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当するか否かは、原則として、外国籍の取得を希望する意思行為がされ、その法的効果として直接当該外国籍を付与されたものであるか否かによって決すべきである。

そして、被告準備書面(1)第3の6(3)(34及び35ページ)で述べたとおり、原告養親は、原告のイギリス市民登録の申請、すなわちイギリス国籍の取得を希望する意思行為を行い、イギリス国務長官は、平成[ ]年[ ]月[ ]日1981年イギリス国籍法3条1項の規定により原告をイギリス市民として登録し、イギリス国籍法上、原告が同日にイギリス国籍を取得したとして取り扱われていることから、当該イギリス市民登録の申請の法的効果として原告にイギリス国籍を付与されたものである。

したがって、原告がイギリス国籍を取得したことは、国籍法11条1項の自「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当し、原告は日本国籍を失うのであって、原告の前記1の主張は理由がない。

## 第6 原告のその余の主張も理由がないこと

### 1 原告の主張の概要

原告は、国家は他国に対してもまた自国民に対しても、外交保護権の行使を義務付けられるものではないから、もし重国籍者について他国による権利侵害が発生したが、国籍国は外交保護権の衝突する事態を回避したいと考えるならば、外交保護権を行使しなければよく、その衝突は発生せず、外交保護権の衝突の回避のために自国の国籍を喪失させる必要はないこと、我が国の租税法が日本国籍を基準に租税を課していない以上、日本国籍と外国籍の重国籍であることを理由に租税義務の衝突が生じる余地はないこと等を主張し、重国籍による弊害とされるものは、そもそも弊害が存在しない(納税義務の衝突、兵役義務の衝突、法的保護に値しない利益の衝突)、重国籍が原因ではない(重婚の

おそれ)、重国籍を防止解消しなければ回避し得ないものではない(外交保護権の衝突、適正な入国管理の阻害)等と評することができる旨主張する(訴状第6の4(8)・53及び54ページ、原告準備書面(1)第8・34ないし44ページ)。

## 2 被告の主張

この点についての被告の主張は、被告準備書面(1)第3の7(35ないし38ページ)において述べたとおりである。

東京高裁令和5年判決が判示するとおり、「重国籍によって生じ得る種々の弊害について、他に弊害を回避する方法があり得るとしても、あるいは、必ずしも重国籍のみが原因でその弊害が生ずるものではないとしても、弊害の原因となる重国籍それ自体について、可能な限りその発生を防止しようとする立法目的自体が直ちに不合理になるとはいえず、また、重国籍による弊害の中には、納税義務の抵触のように国家間の条約等によって解決することが可能な事項があるとしても、全ての国との間においてそのような弊害の防止等を目的とする条約等を締結することは現実的であるとはいえず、現に我が国がそのような条約等を締結している状況にあるものでもなく、たとえ重国籍によって生ずる国家間の紛争を解決する国際慣習法上のルールが存在するとしても、その解釈や適用等をめぐる紛争を未然に防ぐ必要性があることを否定することはできない」というべきである。

したがって、原告の前記1の主張は理由がない。

以上